

# 町職員の採用スタイル!

## 募集開始!

### 町のために活かしてみませんか!

大磯町では、今まで以上に住民の皆様へ信頼される町役場となることを目指し、平成20年9月に『大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例』を制定し、民間企業等で専門的な知識や経験を積まれた方や住民サービス等の町の仕事に関して一緒に頑張っていただけの方を新たな任用形態『専門的な知識等を有する任期付職員』、『任期付職員』、『任期付短時間勤務職員』として募集することといたしました。

任用期間は平成21年4月1日から原則として1年間となりますが、勤務成績が良好な場合は最長で採用の日から3年間(又は5年間)まで延長することができます。

#### ▶ 募集する職務(試験区分)

- ・ **事務職(専門的な知識等を有する任期付職員)** ※業務内容が異なる①と②があります。

地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務では得られにくい専門的な知識や経験、または優れた識見を有する人材を期間を限って採用するものです。

- ・ **事務職(任期付職員)**

住民サービスの向上のため、正規職員と同様の勤務体系のなか期間を限って採用するものです。

- ・ **事務職(任期付短時間勤務職員)**

住民サービスの向上のため、変則勤務(早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務)を含めた勤務体系のなか期間を限って採用するものです。

試験区分	人員	給与	業務内容、受験資格、勤務形態等
事務職① (専門的な知識等を有する任期付職員)	若干名	町給与規定による	・ 役場全体のIT化推進に関する業務 SE(システムエンジニア)として、民間企業等における情報システムの構築・運用に関する職務に平成20年12月末日において原則10年以上従事した経験があり、情報保護対策等のIT化推進のための専門的な知識を有する方 ・ 週40時間勤務(正規職員と同様の勤務に就ける方)
事務職② (専門的な知識等を有する任期付職員)	若干名		・ 役場の危機管理対応等に関する業務 行政対象等の暴力対応や危機管理対応の専門的な職務に平成20年12月末日において原則10年以上従事した経験があり、専門的な知識を有する方 ・ 週40時間勤務(正規職員と同様の勤務に就ける方)

試験区分	人員	給与	業務内容、受験資格(学歴及び年齢等)、勤務形態等
事務職 (任期付職員)	若干名	町給与規定による	・ 一般事務 ・ 学校教育法で定める高等学校卒業以上で、昭和62年4月1日までに出生した人 ・ 週40時間勤務(正規職員と同様の勤務に就ける方)
事務職 (任期付短時間勤務職員)	若干名		・ 一般事務 ・ 学校教育法で定める高等学校卒業以上で、昭和62年4月1日までに出生した人 ・ 週32時間勤務以内(時間外勤務等をお願いする場合があります)

※募集する職員の業務内容や勤務形態等については原則として、正規職員の規定に準じたものとなります。